○海上保安庁告示第十七号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　931
」を削り、	
「	MH　975
」を	
「	MH　975
」に改める。	
「	MH　977

同

「	JA　9931
」を削り、	
「	JA　975A
」を	
「	JA　975A
」に改める。	
「	JA　977A

同

附　則

この告示は平成二十六年二月十七日から施行する。

○海上保安庁告示第十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　宿毛湾港池島第二防波堤南東方灯浮標

位　置

所在地　高知県宿毛湾港（池島灯台の南西方約一・一キロメートル）

北緯　三二―五四―四七

東経　一三二―四〇―四〇

廃止年月日　平成二十五年十一月二十一日

○海上保安庁告示第十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　四丈北東方灯浮標

位　置

所在地　麦埼灯台（三重県志摩市）の西南西方約三・三キロメートル

北緯　三四―一四―二五

東経　一三六―四八―四四

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

記事　附属施設　レーダー反射器

変更年月日　平成二十五年十一月二十一日

名　称　唐津港唐房東防波堤灯台

位　置

所在地　佐賀県唐津港（唐房漁港東防波堤外端）

北緯　三三―二八―五三

東経　一二九―五六―三四

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル

変更年月日　平成二十五年十一月二十一日

名　称　城ケ鼻灯台

位　置

所在地　新潟県佐渡市（城ケ鼻）

北緯　三八―〇一―一六

東経　一三八―三三―〇七

変更した事項

灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光

光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで三二メートル

変更年月日　平成二十五年十一月二十一日

名　称　千葉港稲毛ヨットハーバー帆走海域A灯浮標

位　置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北方約五・〇キロメートル）

北緯　三五―三六―四八

東経　一四〇―〇二―〇八

変更した事項

光度　実効光度三七カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十五年十一月二十二日

名　称　飯ノ瀬戸港西防波堤灯台

位　置

所在地　長崎県南松浦郡新上五島町（飯ノ瀬戸港西防波堤外端）

北緯　三二―五七―三四

東経　一二九―〇〇―〇一

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル

変更年月日　平成二十五年十一月二十二日

○海上保安庁告示第二十号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　宗谷港北防波堤灯台

位　置

所在地　北海道稚内市（宗谷港北防波堤外端）

北緯　四五―三一―一〇

東経　一四一―五六―四〇

廃止年月日　平成二十五年十一月二十五日

名　称　開発局福島港東副防波堤仮設灯台

位　置

所在地　北海道福島港（東副防波堤外端）

北緯　四一―二八―三六

東経　一四〇―一五―四二

廃止年月日　平成二十五年十一月二十九日

名　称　泉北南第二号灯浮標

位　置

所在地　阪神港堺泉北区（堺浜寺南防波堤灯台の西方約二・七キロメートル）

北緯　三四―三三―〇七

東経　一三五―二二―四七

撤去年月日　平成二十五年十二月一日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第二十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　袖ヶ浦東京ガス西シーバース灯

位　置

所在地　千葉県袖ヶ浦市（中袖地先）

北緯　三五―二八―二四

東経　一三九―五七―五〇

変更した事項

光度　実効光度四、〇〇〇カンデラ

変更年月日　平成二十五年十一月二十六日

名　称　住ノ江港第四号灯標

位　置

所在地　佐賀県住ノ江港（広江港口灯台の西北西方約六・三キロメートル）

北緯　三三―一一―五二

東経　一三〇―一三―一六

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十五年十一月二十七日